

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後
はしがき		はしがき文中、文末	社団法人におい・かおり環境協会	公益社団法人におい・かおり環境協会
		文末	平成二二年八月	平成二四年三月
目次	四 第四章	四 第四章「雑則」(第二十条～第二十四条)	四 第四章「雑則」(第二十条～第二十四条)	四 第四章「雑則」(第二十条～第二十三条)
		(四) 政令で定める市の長による事務の処理…第二三条		→ (四) は全て削除
		(五) 条例との関係…第二十四条		(四) 条例との関係…第二十三条
	五 第五章	五 第五章「罰則」(第二十五条～第三十一条)	五 第五章「罰則」(第二十五条～第三十一条)	五 第五章「罰則」(第二十四条～第三十一条)
		(一) 罰則…第二十五条 (二) 罰則…第二十六条 (三) 罰則…第二十七条 (四) 罰則…第二十八条 (五) 罰則…第二十九条 (六) 罰則…第三十条 (七) 罰則の第三十一条	(一) 罰則…第二十四条 (二) 罰則…第二十五条 (三) 罰則…第二十六条 (四) 罰則…第二十七条 (五) 罰則…第二十八条 (六) 罰則…第二十九条 (七) 罰則の第三十条	
第一章 総説		P16 L3の次の行に追加		◆今回の改正についての記載
第二章 逐条解説	第一条	P18 L9	都道府県知事は、市町村長（特別区の長を含む）の意見をきいて～	都道府県知事は、当該地域を管轄する市町村長（ 特別区の長を含む ）の意見を聴いて～
		P19	【悪臭防止法体系図】	【悪臭防止法体系図】◆別紙
	第三条	P37 L4	第三条 都道府県知事は、～	第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）は、～
		P37 L10 趣旨一	都道府県知事が指定するという、～	都道府県知事及び市長が指定するという、～
		P37 L12 趣旨二	都道府県知事が規制地域としてあらかじめ指定した～	都道府県知事及び市長が規制地域としてあらかじめ指定した～
		P38 L10 趣旨三	三 都道府県知事が規制地域として指定すべき～	三 都道府県知事及び市長が規制地域として指定すべき～
		P38 L14～ P39 L11	解説 1 『都道府県知事』による規制地域の指定 ①～ ②～ ③～	◆解説 1 全文書き換え
		P40 L5 3 ①	「住居が集合している地域」とは、都道府県知事が住民の生活環境を～	「住居が集合している地域」とは、都道府県知事及び市長が住民の生活環境を～
	P46 L16 趣旨二 ①	「都道府県知事は、規制地域について、～	「都道府県知事及び市長は、規制地域について～	

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後
		P49 L5 三 ③	「都道府県知事は、規制地域のうちに～	「都道府県知事及び市長は、規制地域のうちに～
		P49 L10～L18	解説 1 『都道府県知事』～ ① ②	解説 1 『都道府県知事』～ ◆全文書き換え
		P50 L1～L12	③	③ 全て削除
		P50 L14 2 ①	① 都道府県知事は、特定悪臭物質の～	① 都道府県知事及び市長は、特定悪臭物質の～
		P53 L14 2 ②	② 都道府県知事が特定悪臭物質の～	②都道府県知事及び市長が特定悪臭物質の～
		P54 L13 3 ①	① 都道府県知事は、特定悪臭物質の～	① 都道府県知事及び市長は、特定悪臭物質の～
		P54 L14 3 ①	すなわち、都道府県知事は、～	すなわち、都道府県知事及び市長は、～
		P55 L18 4	都道府県知事は、特定悪臭物質の種類ごとに～	都道府県知事及び市長は、特定悪臭物質の種類ごとに～
		P57 L12 5 ①	① 本条では、都道府県知事は、～	① 本条では、都道府県知事及び市長は、～
		P60 L3 7	都道府県知事は、この濃度範囲の中から～	都道府県知事及び市長は、この濃度範囲の中から～
		P82 L5 15	規制基準によっては～	規制基準によつては～
		P82 L7 15 ①	① 本項に基づき、都道府県知事は、～	① 本項に基づき、都道府県知事及び市長は、～
		P83 L5 16 ①	① 本項では、都道府県知事は、～	① 本項では、都道府県知事及び市長は、～
		P85 L8 19	都道府県知事は、規制地域内の区域について～	都道府県知事及び市長は、規制地域内の区域について～
		P85 L15 19	ウ 都道府県知事は、規制地域の指定～	ウ 都道府県知事及び市長は、規制地域の指定～
		P85 L15～L16	管轄する市町村長（特別区長を含む。）の意見を聞かなければ～	管轄する 市 町村長 （特別区長を含む。） の意見を聴かなければ～
		P85 L16	都道府県知事等は、必要があると～	都道府県知事及び市長等は、必要があると～
		P85 L17	周辺地域を管轄する市町村長の意見を聞くものとする。	周辺地域を管轄する市町村長（特別区長を含む。）の意見を聴くものとする。
	第五条	P95 L3～ 第1項	～当該地域を管轄する市町村長（ <u>特別区の区長を含む。</u> 以下同じ。）の ⁵ 意見をきかなければならない。	～当該地域を管轄する 市 町村長 ⁵ （特別区の区長を含む。以下同じ。） の ⁵ 意見を聴かなければならない。

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後
		P95 L6～ 第2項	～、 <u>7</u> 必要があると認めるときは、同項に規定する市町村長のほか、当該規制地域の <u>8</u> 周辺地域を管轄する市町村長の <u>6</u> 意見をきくものとする。	～、 <u>6</u> 必要があると認めるときは、同項に規定する 市町村長 のほか、当該規制地域の <u>7</u> 周辺地域を管轄する市町村長 (<u>8</u> 特別区の区長を含む。次項において同じ。) の <u>5</u> 意見を聴くものとする。
		P95 新設：第3項 点線囲み内 L7の次に文章、番号、棒線を追加		<u>3</u> 市長は、 <u>2</u> 規制地域の指定をし、及び <u>3</u> 規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の <u>5</u> 意見を聴くものとする。これらを変更し、 <u>2</u> 規制地域の指定を解除し、又は <u>3</u> 規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。
		P95 L9 趣旨一	本条の規定は、都道府県知事が、～	本条の規定は、都道府県知事及び市長が、～
		P95 L11 一	当該地域を管轄する市町村長（東京都の特別区の区長を含む。）の意見を、あらかじめきかなければならず、～	当該地域を管轄する 市町村長 (東京都の特別区の区長を含む。) の意見を、あらかじめ聴かなければならず、～
		P95 L12 一	周辺地域を管轄する市町村長の意見をきくものとした規定である。	周辺地域を管轄する市町村長（東京都の特別区の区長を含む。）の意見を聴くものとした規定である。
		P95 L15 二	規制地域を管轄している市町村長及び規制地域の周辺地域を管轄している市町村長の意見を十分に聴取することにより、～	規制地域を管轄している 市町村長 及び規制地域の周辺地域を管轄している市町村長（東京都の特別区の区長を含む。）の意見を十分に聴取することにより、～
		P96 L1 三	周辺地域の市町村長の意見をきくものとした理由は～	周辺地域の市町村長（東京都の特別区の区長を含む。）の意見を聴くものとした理由は～
		P96 L3	広範囲の市町村の長の意見をきく～	広範囲の市町村の長（東京都の特別区の区長を含む。）の意見を聴く～
		P96 L3 の次の行		◆ 3項の趣旨を追加する
		P96 L6～8	解説1『都道府県知事』の説明文	◆ 要変更
		P96 L13～	4『市町村長』 本条においていう市町村長は、当該市町村の地域の～	4『 市町村長 』 本条においていう 市町村長 は、当該 市町村 の地域の～

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後
		P96 L16～18、 P97 L1	5『特別区の区長』 の解説文	7『特別区の区長』 全文を7番目に移動し、「たとえ ば、都知事が千代田区について～ 意見をきかなければならないもの とするものである」を削除
		P97 L2	6『意見をきかなければならない』 と『意見をきくものとする』～	5『意見を聴かなければならない』 と『意見を聴くものとする』～
		P97 L3	①	①削除
		P97 L3	関係市町村長の意見をきかずに～	関係 市 町村長の意見を聴かずに～
		P97 L4	知事は市町村長の意見の～	知事は 市 町村長の意見の～
		P97 L5	市町村長の意見に反する～	市 町村長の意見に反する～
		P97 L6～7	関係市町村長の意見をきかずに～	関係 市 町村長の意見を聴かずに～
		P97 L9～10	②規制地域の～	②は全文削除
		P97 L11	7『必要があると認めるとき』	6『必要があると認めるとき』
		P97 L12	周辺地域を管轄する市町村長の意 見をきく～	周辺地域を管轄する市町村長（東 京都の特別区の区長を含む。）の意 見を聴く～
		P97 L15	8『周辺地域』	7『周辺地域』
		P97 L16	第二項が数市町村間に～	第二項が数市町村（東京都の特別 区の区長を含む。）間に～
		P97 L17	境界を接している市町村の区域だ けでなく、～	境界を接している市町村（東京都 の特別区の区長を含む。）の区域だ けでなく、～
	第六条	P99 L7	本条の規定は、都道府県知事が～	本条の規定は、都道府県知事及び 市長が～
		P99 L7	行った場合には、都道府県知事は これを～	行った場合には、都道府県知事及 び市長はこれを～
		P100 L2	（又は指定都市・中核市・特例市・ 特別区）の公報に掲載～	（又は 指定都市・中核市・特例市・ 特別区）の公報に掲載～
		P100 L15	都道府県知事が規制地域を～	都道府県知事及び市長が規制地域 を～
	第七条	P104 L3	都道府県知事によって～	都道府県知事及び市長によって～
	第八条	P107 L16	市町村長の自治事務と～	市町村長（特別区の区長を含む。） の自治事務と～
		P107 L18	都道府県知事によって～	都道府県知事及び市長によって～
		P108 L4	都道府県知事により～	都道府県知事及び市長により～
		P117 L17	12 改善『勧告に従わないとき』	12 改善 『勧告に従わないとき』
		P118 L1	「改善勧告に従わないとき」とは、 ～	「 改善 勧告に従わないとき」とは、 ～

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後
		P119 L5	都道府県知事は、～	市町村長は、～
第九条		P124 L3～4	2 関係都道府県知事に対し、～	2 関係都道府県知事若しくは関係市長に対し、～
		P124 L16	2 『関係都道府県知事』	2 『関係都道府県知事若しくは関係市長』
		P124 L16～P125 L7	2 『関係都道府県知事』の解説文	◆全文内容変更
第一〇条		P127 L17	都道府県知事によって～	都道府県知事及び市長によって～
第一一条		P133 L15	市町村長の自治事務となった。	市町村長（特別区の区長を含む。）の自治事務となった。
		P134 L9	(臭気判定士)	(臭気判定士免状の交付を受けている者。)
第一二条		P136 L3	(臭気判定士)	(臭気判定士免状の交付を受けている者。以下、「臭気判定士」という。)
第一三条		P141 L15	(臭気判定士)	(臭気判定士免状の交付を受けている者。以下、「臭気判定士」という。)
		P143 L5	適正検査	適性検査
		P143 L12	社団法人におい・かおり環境協会	公益社団法人におい・かおり環境協会
		P145 L14	嗅覚検査に合格した者に～	嗅覚検査に合格し、免状申請をした者に～
第一六条		P154 L7	下水道	下水路
		P154 L9	週末処理場	終末処理場
第一九条		P168 L15 の次の行に追加		飲食業の方のための「臭気対策マニュアル」 平成二三年三月
第二〇条		P169 L1	四 第四章「雑則」(第二十条～第二十四条)	四 第四章「雑則」(第二十条～第二十三条)
第二一条		P174 L3	都道府県知事は、～	都道府県知事又は市長は、
		P174 L14～L15	都道府県知事が、～	都道府県知事又は市長が、～
		P174 L15～L16	都道府県の知事その他の～	都道府県の知事又は市長その他の～
		P175 L3	1 『都道府県知事』	1 『都道府県知事又は市長』
		P175 L4～7	『都道府県知事』の解説文	◆全文内容変更
第二三条		P178～P182	(四) 政令で定める市の長による事務の処理 第二十三条	第二三条 全て削除 (P178～P182)
↓第二四条～第三一条は、第二三条削除のため、第二三条～第三〇条に訂正				
第二四条		P183 L1	(五) 条例との関係	(四) 条例との関係
		P183 L3	第二十四条	第二十三条
		P184 L8	都道府県知事は、～	都道府県知事及び市長は、～

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後	
		P184 L8～L9	あらかじめ市町村長の意見をきいたうえで～	あらかじめ 市 町村長の意見を聴いたうえで～	
		P184 L10	関係都道府県知事に対して～	関係都道府県知事若しくは関係市長に対して～	
		P184 L15	都道府県知事は	都道府県知事及び市長は	
		P184 L16	関係市町村長の意見をきかなければ～	関係 市 町村長の意見を聴かなければ～	
		P184 L16	市町村長は都道府県知事に対し～	市 町村長は都道府県知事に対し～	
	第二五条	P187 L1	五 第五章「罰則」(第二十五条～第三十一条)	五 第五章「罰則」(第二十四条～第三十条)	
		P187 L3	第二十五条	第二十四条	
	第二六条	P189 L2	第二十六条	第二十五条	
	第二七条	P190 L2	第二十七条	第二十六条	
		P190 L7	全部若しくは一部の～	全部若しくは一部の～	
	第二八条	P192 L2	第二十八条	第二十七条	
	第二九条	P194 L2	第二十九条	第二十八条	
	第三〇条	P196 L2	第三十条	第二十九条	
	第三一条	P199 L2	第三十一条	第三十条	
		P199 L3	第二十五条	第二十四条	
		P199 L3	第二十八条	第二十七条	
		P199 L3	第二十九条	第二十八条	
		P199 L7	第二五条	第二四條	
		P199 L7	第二八条	第二七条	
		P199 L7	第二九条	第二八条	
		P200 L6	第二五条	第二四條	
		P200 L7～L8	第二八条	第二七条	
		P200 L9	第二九条	第二八条	
	第三章 資料	悪臭防止法	P209 上段 L9 の次の行 に追加		改正年月日を追加 同 二三年一月一四日 同 第一二二号
			P209 上段 L16	第四章 雑則 (第二十条—第二十四条)	第四章 雑則 (第二十条—第二十三条)
P209 上段 L17			第五章 罰則 (第二十五条—第三十一条)	第五章 罰則 (第二十四条—第三十条)	
P209 下段 L19			第三条 都道府県知事は、～	第三条 都道府県知事 (市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。) は、～	
P211 上段 L9～L10			管轄する市町村長 (特別区の区長を含む。以下同じ。) の意見をきかなければ～	管轄する 市 町村長 (特別区の区長を含む。以下同じ。) の意見を聴かなければ～	
P211 上段 L14			同項に規定する市町村長のほか、～	同項に規定する 市 町村長のほか、～	

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後
		P211 上段 L15	周辺地域を管轄する市町村長の意見をきくものとする。	周辺地域を管轄する 市 町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）の意見を聴くものとする。
		P211 上段 L15 の次の 行に追加		3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。
		P212 上段 L8	関係都道府県知事に対し、～	関係都道府県知事若しくは関係市長に対し、～
		P215 下段 L13	都道府県知事は、～	都道府県知事又は市長は、～
		P216 上段 L9～L14	（政令で定める市の長による事務の処理） 第二十三条	第二十三条 全文削除
		P216 上段 L16	第二十四条	第二十三条
		P216 上段 L23	第二十五条	第二十四条
		P216 下段 L4	第二十六条	第二十五条
		P216 上段 L7	第二十七条	第二十六条
		P216 下段 L12	第二十八条	第二十七条
		P216 下段 L15	第二十九条	第二十八条
		P216 下段 L20	第三十条	第二十九条
		P217 上段 L2	第三十一条	第三十条
		P217 上段 L3～L4	第二十五条、第二十八条又は第二十九条の違反行為を～	第二十四条、第二十七条又は第二十八条の違反行為を～
	悪臭防止法 施行令	P222 上段 L12 の次の 行に追加		改正年月日を追加 同 二三年一月二八日 同 第三六四号
		P223 上段 L1～L18	（政令で定める市の長による事務の処理） 第三条	第三条 全文削除

ハンドブック悪臭防止法 新旧対照表

目次	条	ページ	改正前(五訂版)	改正後	
		P223 下段 L23 の次の 行に追加		附則 (平成二三年一一月二八日政令第三六四号) この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	
		P224 上段 L19 の次の 行に追加		改正年月日を追加 同 二三年一一月三〇日 同 第三二号	
		P229 上段 L5～L6	都道府県又は悪臭防止法施行令 (昭和四十七年政令第二百七号) 第三条に規定する市の広報に～	都道府県又は 悪臭防止法施行令 (昭和四十七年政令第二百七号) 第三条に規定する 市の広報に～	
		P238 上段 L20 の次の 行に追加		附則 (平成二三年一一月三〇日環境省令第三二号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。	
	悪臭防止法 施行規則	P245 L1 ()内の最 後に追加	(平 7 総府令 42～平 12 総府令 94・一部改正)	(平 7 総府令 42～平 12 総府令 94・一部改正、平 13 環省令 6・一部改正)	
		P247 L1 ()内の最 後に追加	(平 7 総府令 42～平 12 総府令 94・一部改正)	(平 7 総府令 42～平 12 総府令 94・一部改正、平 13 環省令 6・一部改正)	
		P252 L2 ()内の最 後に追加	(平 7 総府令 42～旧様式第 8 号繰下・一部改正)	(平 7 総府令 42～旧様式第 8 号繰下・一部改正、平 20 環省令 16・一部改正)	
		P253 L2 ()内の最 後に追加	(平 11 総府令 26～旧様式第 9 号繰下・一部改正)	(平 11 総府令 26～旧第 28 条繰上・一部改正、平 19 環省令 33・一部改正)	
		P254 裏・ 四角内 L14	第 29 条	第 28 条	
		P255 裏・ 四角内 L11	第 30 条	第 29 条	
		悪臭防止法 第 13 条 第 2 項に 規定する ～	P256 上段 L6 の次の行 に追加		改正年月日を追加 同 二三年 四月二六日 同 第七号
		悪臭防止 行政の歩 み	P391 下段 L11 の次の 行に追加		平成二二年、平成二三年、平成二四年の年表を追加
奥付け 表紙 裏表紙		タイトル	ハンドブック悪臭防止法 五訂版	ハンドブック悪臭防止法 六訂版	
		発行日	平成 22 年 8 月 25 日	平成 24 年●月●日	
		編集	社団法人 におい・かおり環境協会	公益社団法人 におい・かおり環境協会	